

日本医科大学看護専門学校学則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本校は、日本医科大学看護専門学校と称する。

(目 的)

第2条 本校は、看護師として必要な知識・技術を教授するとともに教養を高め、豊かな人間形成をめざし、もって社会に貢献できる有能な人材を育成することを目的とする。

(位 置)

第3条 本校は、千葉県印西市鎌苅1955に置く。

第2章 課程、学科、修業年限、定員及び在学年限

(課程、学科、修業年限及び定員)

第4条 本校の課程、学科、修業年限及び定員は、次のとおりとする。

| 課程 | 学科 | 修業年限 | 入学定員 | 総定員 |
|--------|----------------|------|------|------|
| 医療専門課程 | 看護学科 (3年課程) | 3年 | 80名 | 240名 |

2 学級は、2学級編成とする。

(在学年限)

第5条 本校に在学できる期間は、6年以内とする。

第3章 学年、学期及び休業日

(学 年)

第6条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学 期)

第7条 学年を次の2学期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日及び休業期間)

第8条 休業日及び休業期間は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に定める休日
- (3) 日本医科大学創立記念日 4月15日
- (4) 春季休業 3月下旬から4月上旬までの間の2週間
- (5) 夏季休業 7月下旬から8月下旬までの間の5週間
- (6) 冬季休業 12月下旬から翌年1月上旬までの間の2週間

- 2 前項に定めるもののほか、校長は、必要があると認めるときは、臨時に休業日を定め又は休業日を変更することができる。

第4章 教育課程及び履修等

(授業科目及び必要単位数)

第9条 授業科目及び単位数は、別表のとおりとする。

- 2 学生は定められた授業科目を履修しなければならない。

(単位の計算方法)

第10条 1単位の授業科目は、45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果及び授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習（臨地実習含む）及び実技については、30時間から45時間の授業をもって1単位とする。

第5章 単位の認定及び評価

(単位修得の認定)

第11条 単位の認定は、試験等の成績に基づき教員会議の議を経て、これを認定する。

(既修得単位の認定)

第12条 放送大学やその他の大学若しくは高等専門学校又は以下の資格に係る学校若しくは養成所で、保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和26年文部省・厚生省令第1号）別表第3に規定されている教育内容と同一内容の科目を履修した者の単位の認定については、本人からの申請に基づき個々の既修の学習内容を評価し、本校における教育内容に相当するものと認められる場合には、総修得単位数の二分の一を超えない範囲で本校における履修に替えることができる。

- ・ 歯科衛生士
- ・ 診療放射線技師
- ・ 臨床検査技師
- ・ 理学療法士
- ・ 作業療法士
- ・ 視能訓練士
- ・ 臨床工学技士
- ・ 義肢装具士
- ・ 救急救命士
- ・ 言語聴覚士

- 2 前項の規定による単位の認定は、教員会議の議を経て校長が行う。なお、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第40条第2号の規定に該当する者で本校に入学したものの単位の認定については、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令（平成20年厚生労働省令第42号）による改正前の社会福祉士介護福祉士学校養成施設指定規則（昭和62年

厚生省令第50号)別表第4に定める基礎分野又は社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則別表第4若しくは社会福祉士介護福祉士学校指定規則(平成20年文部科学省・厚生労働省令第2号)別表第4に定める「人間と社会」の領域に限り本人からの申請に基づき、個々の既修の学習内容を評価し、本校の教育内容に相当するものと認められる場合には、保健師助産師看護師学校養成所指定規則別表第3に定める基礎分野の履修に替えることができる。

(評価の表示)

第13条 試験の評価の表示は、優・良・可及び不可とし、可以上を合格とする。

2 試験の評価については、別に定める。

第6章 入学、編入学、転学、休学、復学、退学、卒業及び除籍

(入学の時期)

第14条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第15条 本校に入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 学校教育法施行規則第183条の定めるところにより、高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認められる者

(入学出願手続)

第16条 本校に入学又は編入学を志願する者は、指定の期日までに第34条に規定する入学検定料を添え、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 入学願書
- (2) 出身高等学校の卒業証明書若しくは卒業見込証明書又は高等学校卒業程度認定試験若しくは大学入学資格検定の合格証書か合格証明書
- (3) 調査書
- (4) 写真

(入学者の選考)

第17条 入学志願者には、学科試験、面接及び健康審査を行い、その結果を総合的に判定し、校長が教員会議の議を経て、合格者を決定する。

(入学手続)

第18条 合格者は、指定の期日までに所定の誓約書、保証書、卒業証明書、戸籍抄本その他所定の書類を提出するとともに、第33条に定める入学金、授業料及び運営維持費を納入しなければならない。

(入学の許可)

第19条 校長は、前条の入学手続を完了した者に対して、入学を許可する。

(編入学)

第20条 本校に編入学を志願する者がいるときは、欠員がある場合に限り選考のうえ、校長が教員会議の議を経て編入学者を決定する。

2 編入学を許可する時期は、学年の始めを原則とし、事情により学期の始めとすることができる。

3 編入学を許可された者の既に習得した授業科目及び単位数の取扱並びに在学すべき年数については、校長が教員会議の議を経て決定する。

4 編入学志願者及び編入学合格決定者のとるべき手続及び編入学許可については、第17条から第20条までの規定を準用する。

(転学)

第21条 他校へ転学を志願する者があるときは、保証人と連署の転学願(様式1)を提出し、校長の許可を受けなければならない。

(休学)

第22条 学生は、次の各号の一に該当するとき、保証人と連署の休学願(様式2)を提出し、校長の許可を得て、休学することができる。

(1) 病気のため引き続き3か月以上修学不能のとき

(2) その他やむをえない事由があるとき

2 休学期間は1年以内とする。ただし、校長が必要と認めた場合は、更に1年に限り許可することがある。

3 休学期間は、在学期間に算入しない。

4 校長は、病気、その他やむをえない事由により、修学することが適当でないと認められる者に対して、休学を命ずることができる。

(復学)

第23条 休学中の者が復学を希望する場合は、保証人と連署の復学願(様式3)を提出し、校長の許可を受けなければならない。ただし、疾病による休学の場合は、医師の診断書を添付しなければならない。

(退学)

第24条 退学を希望する者がある場合は、保証人と連署の退学願(様式4)を提出し、校長の許可を受けなければならない。

(卒業)

第25条 本学に3年(第21条第1項により入学を許可された者については、第21条第3項の規定により定められた修業すべき年数)以上在学し、所定の授業科目及び単位数を修得した者について、校長は教員会議の議を経て卒業を認定する。

2 前項において卒業を認定された者は、専門士(医療専門課程)と称することができる。

3 校長は、卒業を認定した者に対して、卒業証書を授与する。

(除籍)

第26条 校長は、次の各号の一に該当する者がある場合は、教員会議の議を経て除籍することができる。

(1) 第5条に規定する在学年限を超える者

(2) 第22条に規定する休学期間を超えて、なお、修学できない者

(3) 授業料その他の納入金の納入を怠り、督促をうけた後30日以内に納入しない者

(4) 行方不明届が提出され、2年を経過した者

(5) 死亡届が提出された者

第7章 職員組織及び教員会議

(職員)

第27条 本校に次の職員を置く。

- (1) 校長 1名
- (2) 教務主任
- (3) 実習調整者
- (4) 専任教員 12名以上（教務主任及び実習調整者を含む）
- (5) 非常勤講師
- (6) 校医 1名
- (7) その他必要な職員

2 前項に定めるほか、専任教員の中から副校長又は教務副主任を置くことができる。

(教員会議)

第28条 本校に、学事に関する重要事項を審議するため、教員会議をおく。

- 2 教員会議は、校長・副校長及び教員をもって組織する。ただし、校長が必要と認めたときは、その他の職員を出席させることができる。
- 3 教員会議は、校長が召集し、その議長となる。
- 4 教員会議の運用等に関し必要な事項は、別に定める。

(審議事項)

第29条 教員会議は、次の事項を審議する。

- (1) 教育課程及び授業計画に関すること
- (2) 学生の入学、編入学、退学、除籍及び卒業に関すること
- (3) 学生の賞罰及び厚生補導に関する重要事項
- (4) その他、校長が必要と認めた事項

第8章 賞 罰

(表彰)

第30条 校長は、次の各号の一に該当する者がある場合は、表彰することができる。

- (1) 学業、人物ともに優秀で、他の学生の模範となる者
- (2) 善行があって、他の学生の模範となる者

(懲戒)

第31条 校長は、学則その他の規定に違反し、または学生としての本分に反する行為をした者がある場合は、教員会議の議を経て懲戒する。

- 2 懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。
- 3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して、行うことができる。
 - (1) 学業成績劣等で、成業の見込みがないと認められた者
 - (2) 性行不良で、改善の見込みがないと認められた者
 - (3) 正当な理由なく、出席常でない者
 - (4) 本校の秩序を不当に乱し、その他学生としての本分に反した者

第9章 奨学資金制度

(奨学資金の貸与)

第32条 奨学資金の貸与を希望する者に対して、選考のうえ、所定の金額を貸与することがある。

2 前項の奨学資金に関し必要な事項は、別に定める。

第10章 授業料・運営維持費・入学金及び入学検定料

(授業料、運営維持費、入学金及び入学検定料)

第33条 本校の授業料・運営維持費（以下「授業料等」という。）、入学金及び入学検定料は、次のとおりとする。

授業料 450,000円（年額）

運営維持費 100,000円（年額）

入学金 100,000円

入学検定料 20,000円

(授業料等の納入)

第34条 授業料等は、毎年4月30日までに納入しなければならない。ただし、特別な事由があると校長が認めた場合には、期間を定めて延納又は分納させることができる。

(授業料等の未納者に対する処置)

第35条 授業料等を所定の期日までに納入しない者は、授業又は試験を受けることができない。

(休学、復学、停学、退学及び除籍の場合の授業料等の取扱)

第36条 学生が休学を許可され又は休学を命ぜられた場合においても、休学する学年及び復学する学年の授業料等は徴収する。なお、休学が学年全期にわたる場合は年額の二分の一を納入しなければならない。又、復学する学年の授業料等は復学した日から30日以内に納入しなければならない。

2 学生が停学を命ぜられた場合においても、その学年における授業料等は納入しなければならない。

3 学生が退学を許可され又は退学を命ぜられた場合においても、その学年における授業料等は納入しなければならない。

4 学生が除籍された場合においても、その学年における授業料等は納入しなければならない。

(納入済の授業料等、入学金及び入学検定料の取扱い)

第37条 いったん納入された授業料等、入学金及び入学検定料は、原則として返還しない。ただし、期限までに入学辞退を申し出た者には、入学金及び入学検定料を除く金額を返還する。

第11章 学生寮

(学生寮)

第38条 本校に、学生の修学の便宜を図るため学生寮を設置する。

2 学生寮に関し必要な事項は、別に定める。

第12章 健康管理

(健康管理)

第39条 定期健康診断、その他健康管理に必要な事項は、別に定める。

第13章 雑 則

(改 廃)

第40条 この学則の改廃は、教員会議の議を経て、理事会の議決を必要とする。

附 則

この学則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成8年4月1日から施行する。(専修学校の専門課程の修了者に対する専門士の称号の付与に関する規程(平成6年文部省告示第84号)の施行に基づき一部改正する。)

(経過措置)

この学則第26条第2項については、平成7年11月30日(平成7年文部省告示第146号)の告示の日以後に当該課程を修了した者について適用する。

附 則

この学則は、平成9年4月1日から施行する。(但し、平成8年度以前の入学者については、従前どおりとする。)

附 則

この学則は、平成10年4月1日から施行する。(但し、平成9年度以前の入学者については、従前どおりとする。)

附 則

この学則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成14年3月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成15年4月1日から施行する。(但し、平成14年度以前の入学者については、従前どおりとする。)

附 則

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成22年6月1日から施行し、改正後の第3条の規定は、平成22年3月23日から適用する。

附 則

この学則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、令和3年度以前の入学者については、従前どおりとする。

(別表) 教育課程 授業科目及び単位・時間数

| 区分 | 授業科目 | 単位数 | 時間数 |
|----------------|---------------|-----|-------|
| 基礎分野 | 論理的思考 | 1 | 15 |
| | 情報科学 | 1 | 30 |
| | 応用物理学 | 1 | 30 |
| | 心理学 | 1 | 30 |
| | 教育学 | 1 | 30 |
| | 哲学 | 1 | 30 |
| | 社会学 | 1 | 30 |
| | 人間関係論 I | 2 | 30 |
| | 人間関係論 II | 1 | 30 |
| | 倫理学 | 1 | 30 |
| | 環境学 | 1 | 15 |
| 医療英語 | 1 | 30 | |
| 芸術 | 1 | 30 | |
| | 小計 | 14 | 360 |
| 専門基礎分野 | 形態機能学 I | 1 | 30 |
| | 形態機能学 II | 1 | 30 |
| | 形態機能学 III | 1 | 30 |
| | 形態機能学 IV | 1 | 30 |
| | 代謝栄養学 I | 1 | 15 |
| | 代謝栄養学 II | 1 | 15 |
| | 病理学 | 2 | 30 |
| | 微生物学 | 1 | 30 |
| | 疾病論 I | 1 | 30 |
| | 疾病論 II | 1 | 30 |
| | 疾病論 III | 1 | 30 |
| | 疾病論 IV | 1 | 30 |
| | 薬理学 I | 1 | 30 |
| | 薬理学 II | 1 | 15 |
| | 看護臨床判断の基礎 | 1 | 15 |
| | 保健医療学 | 2 | 30 |
| | 関係法規 | 2 | 30 |
| 社会福祉論 I | 1 | 30 | |
| 社会福祉論 II | 1 | 15 | |
| | 小計 | 22 | 495 |
| 専門分野 | 基礎看護学概論 | 1 | 30 |
| | 看護の基本技術 I | 1 | 30 |
| | 看護の基本技術 II | 1 | 30 |
| | 対象把握の技術 | 1 | 30 |
| | 生活を整える技術 I | 1 | 30 |
| | 生活を整える技術 II | 1 | 30 |
| | 与薬に伴う技術 | 1 | 30 |
| | 臨床看護学総論 | 1 | 30 |
| | 看護過程 | 1 | 30 |
| | 基礎看護技術統合演習 | 2 | 45 |
| | 地域・在宅看護概論 | 2 | 30 |
| | 地域・在宅看護方法論 I | 1 | 15 |
| | 地域・在宅看護方法論 II | 2 | 30 |
| | 継続看護論 | 1 | 15 |
| | 成人看護学概論 | 1 | 30 |
| | 成人看護学方法論 I | 1 | 30 |
| | 成人看護学方法論 II | 1 | 30 |
| | 成人看護学方法論 III | 1 | 30 |
| | 成人看護学方法論 IV | 1 | 30 |
| | 成人看護学方法論 V | 1 | 30 |
| | 老年看護学概論 | 1 | 30 |
| | 老年看護学方法論 I | 1 | 30 |
| | 老年看護学方法論 II | 2 | 30 |
| | 小児看護学概論 | 1 | 30 |
| | 小児看護学方法論 I | 1 | 30 |
| | 小児看護学方法論 II | 1 | 15 |
| | 小児看護学方法論 III | 1 | 15 |
| | 母性看護学概論 | 2 | 30 |
| | 母性看護学方法論 I | 1 | 30 |
| | 母性看護学方法論 II | 1 | 30 |
| | 精神看護学概論 | 1 | 15 |
| | 精神看護学方法論 I | 1 | 30 |
| | 精神看護学方法論 II | 1 | 15 |
| 精神看護学方法論 III | 1 | 30 | |
| 看護管理 | 1 | 15 | |
| 国際看護 | 1 | 15 | |
| 医療安全 | 1 | 30 | |
| 災害看護 | 1 | 30 | |
| 看護研究の基礎 I | 1 | 15 | |
| 看護研究の基礎 II | 1 | 15 | |
| 総合演習 | 1 | 30 | |
| | 小計 | 46 | 1,095 |
| 専門分野 【臨地実習】 | 基礎看護学実習 I | 1 | 45 |
| | 基礎看護学実習 II | 2 | 90 |
| | 地域・在宅看護論実習 | 2 | 90 |
| | 成人看護学実習 I | 2 | 90 |
| | 成人看護学実習 II | 2 | 90 |
| | 成人看護学実習 III | 2 | 90 |
| | 老年看護学実習 I | 2 | 90 |
| | 老年看護学実習 II | 2 | 90 |
| | 小児看護学実習 | 2 | 90 |
| | 母性看護学実習 | 2 | 90 |
| | 精神看護学実習 | 2 | 90 |
| | 総合演習 | 2 | 90 |
| | 小計 | 23 | 1,035 |
| | 合計 | 105 | 2,985 |